

③ 神奈川県高校生等奨学給付金（給付・返還不要）

【問い合わせ先(国公立)】 県教育委員会財務課育英グループ 電話 (045) 210-8251

【問い合わせ先(私立)】 県私学振興課助成グループ 電話 (045) 210-3793

支給対象 次の①②を両方とも満たすことが必要です。

① 次のすべてを満たす世帯であること。

申請する年度の7月1日現在、

- ・保護者等が神奈川県内に在住していること。
- ・高校生等が高等学校等に在籍していること。

※ 高等学校等を一度卒業又は修了している方は除きます。

② 次のいずれかの世帯であること。

- ・申請する年度の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- ・保護者全員の申請する年度の市町村民税所得割が非課税である世帯

※ 授業料以外に学校に納付するPTA会費や施設整備費などの納付金・徴収金などに未済がないことが支給条件となります。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状をご提出いただきます。

支給額（世帯区分・学校区分及び学校の課程により異なります。）

世帯区分			学校区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）を受けている世帯			国公立	年額 32,300 円	年額 32,300 円
			私立	年額 52,600 円	年額 52,600 円
市町村民税 所得割額が 非課税であ る世帯	15 歳以上 23 歳未 満の扶養されてい る兄弟姉妹（中学 生を除く）が	いない	国公立	年額 59,500 円	年額 36,500 円
			私立	年額 67,200 円	年額 38,100 円
		いる	国公立	年額 129,700 円	年額 36,500 円
			私立	年額 138,000 円	年額 38,100 円

申請方法等

各高等学校等(事務室)へ申請書を提出（平成 28 年度については、12 月 15 日まで）

- ※ 神奈川県外の高等学校等の場合は、申請書をいったん高等学校等に提出し、在籍等に係る確認印を受けてから→
- ・国公立の場合は神奈川県教育委員会へ
 - ・私立の場合は神奈川県私学振興課へ
- 直接提出します。

支給方法と時期

申請から概ね 2～4 ヶ月後、年額を申請者が指定した金融機関に振り込みます。